

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成29年9月20日（平成29年（行情）諮問第374号）

答申日：平成30年2月28日（平成29年度（行情）答申第487号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（計249頁）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年3月23日付け大局調査一第199号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、別紙のとおり開示等を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

別紙の1及び2について、今回は開示といっても、個々の資料の頁さえ、黒塗りされている。不開示とした部分とその理由の書きぶりは分割された不開示部分それぞれについて、不開示理由を記載した体裁になっているが、実質は249頁全体を一体として不開示としている。

このような書き方であれば、処分庁は①文書総体が特定秘密にでも属するとの主張を展開するか②個別資料ごとにその資料全体が一部でも開示されれば、法人の正当な利害を害するおそれがあることを具体的に記載すべきである。

審査請求人が見るところ、特定法人の取引は一般的・日常的な取引に係るものであり、特殊な秘匿すべき取引に係るものではない。修繕や消耗品の場所的移管、鋼材高騰による値上げ交渉など戦略的新規の取引とはいえず、突飛な迂回取引や競争先を出し抜くような取引が含まれているとは思えない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件開示請求等について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定法人のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成29年3月23日付け大局調査一第199号により、本件対象文書の一部には、①個人に関する情報が記載されており、当該情報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定法人の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同条2号イに該当すること、③当該部分を開示されることにより、税務行政に対する信頼が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同条6号柱書きに該当することを不開示の理由として、一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、上記第2のとおり主張していることから、以下、原処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の不開示情報該当性について検討する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条1号に該当するとした部分には、特定個人の氏名及び役職名の記載並びに特定個人の印影が表示されており、これらの情報は特定の個人が識別できる情報に該当することから、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が

法5条2号イに該当するとした部分には、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求に係る一連の事務の過程で得られた特定法人の情報等から構成されている。

これらには、特定法人の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的かつ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

したがって、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条2号イに該当するとした部分を開示することにより、特定法人の秘匿すべき情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

本件対象文書を見分したところ、本件不開示部分のうち、処分庁が法5条6号柱書きに該当するとした部分には、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求に係る一連の事務の過程で得られた特定法人の情報等が記載されており、その内容は、当該法人の個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されることのない情報である。

本件不開示部分のうち、処分庁が法5条6号柱書きに該当するとした部分を公にした場合、当該法人の正当な利益を害することとなり、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ及び調査協力が得られなくなるおそれがあり、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、同号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

(2) 原処分の行政文書開示決定通知書の別紙（「不開示とした部分とその理由」）において不開示とした部分は、国税審査請求に係る一連の過程

で、特定法人が国税不服審判所へ提出した、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対する反論書（１）の証拠資料の写しに記載された情報の一部であり、どのような視点で、どのような資料等を提出したかといった特定法人の本件国税関係審査請求への対応方針等に該当する情報が不可分一体なものとして記載されているから、全体として法５条２号イにも該当するものと認められる。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成２９年９月２０日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年１０月１８日 審議
- ④ 同日 審査請求人から意見書１を收受
- ⑤ 同年１２月６日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 平成３０年２月６日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月２０日 審査請求人から意見書２を收受
- ⑧ 同月２６日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）４９２ページのレコード識別番号３４１４５４２の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法１１条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用の上、本件においては、計２４９頁の文書（本件対象文書）を対象として、その一部につき、法５条１号、２号イ及び６号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は別紙のとおり開示等を求めているが、その趣旨は必ずしも判然としないものの、要するに本件不開示部分の不開示情報該当性を争う趣旨と解し得るところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

２ 本件不開示部分の不開示情報該当性について

（１）本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する特定法人の審査請求（以下「本件国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、具体的には、国税審査請求に係る一連の過程で、特定法人が国税不服審判所へ提出した、本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対する反論書（１）の証拠資料の写しの一部であると認められる。

（２）また、本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであると認めら

れる。

ア 本件開示請求以前に、特定法人は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定法人の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登録され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(3) この点について、当審査会において、諮問庁から上記(2)の裁決書の写し(不開示部分がマスキングされたもの)の提示を受けて確認したところ、当該裁決書のうち、①特定法人の従業員の氏名等、②特定法人以外の法人の名称、③特定法人と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定法人の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(4) 本件不開示部分について

本件不開示部分に記録された情報は、特定法人が本件国税関係審査請求に関する国税当局の答弁に対して反論するに当たり、どのような視点で、どのような資料等を収集したかといった特定法人の本件国税関係審査請求における手法やノウハウ等に該当する情報であって、特定法人のウェブサイトで公表されている情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記(2)の裁決書において開示されている情報等によったとしても、特定又は容易に推測することはできない情報であると認められ、これを公にした場合、特定法人の争訟への対応能力等が明らかとなることによつて、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当するため、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、不開示と

された部分は，同条 2 号イに該当すると認められるので，同条 1 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく，妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙

- 1 資料ナンバーそれぞれについて、大阪国税局が作成したものか、大阪国税局が他から取得したものか、両者が混在しているものか明らかにせよ。
- 2 資料ナンバーそれぞれについて、その資料の内容を抽象的な表現で示すとともに契約書・会議録などの文書の性質を表現しているものがあれば表示することを求める。
- 3 上記1，2が不明な以上、個別的な不開示処分の取消しは保留する。ただし、個々の資料の存在は判断できるので開示を求める。